

# 岡山県農業負債整理関係資金基本要綱

知 事 通 知  
制 定 平成13年8月27日付け組第297号  
最終改正 令和4年4月1日付け組第 57号

## 第1 趣旨

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向け、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通については、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## 第2 農業負債整理関係資金の内容等

### 1 対象資金

本要綱の対象とする資金は、次の資金（以下「2資金」という。）とし、融資機関は、農業者の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

- (1) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金）
- (2) 農業経営負担軽減支援資金（農林水産省経営局長が別に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。）

### 2 対象資金の役割

本要綱の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。

- (1) 農業者が経営体育成強化資金（以下「公庫資金」という。）及び農業経営負担軽減支援資金（以下「農協等資金」という。）を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農協等資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、公庫資金で対応することを基本とする。

なお、農協等資金と公庫資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に連携・協議を図るものとする。

- (2) (1)にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第2のIIの(1)の資金（以下「再建整備資金」という。）については、農協等資金で対応することが困難な場合に、対応するものとする。
- (3) 株式会社日本政策金融公庫岡山支店（以下「政策公庫」という。）及び同受託金融機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農協等資金で対応することが困難である旨を農業協同組合等の融資機関に確認するとともに、確

認したことを証する書類を整備しておくものとする。

- (4) 公庫資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含まないときは、基本要綱及び本要綱でなく、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）により対応するものとする。

### 第3 共通事項

本制度を適切に活用・運営して効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るために、関係機関相互間の連携・協議が極めて重要であることから、2資金の融通に関する共通の事項について、次のとおり定めるものとする。

#### 1 事前融資相談

- (1) 市町村、県民局（農業普及指導センターの事務に関するものを除く。以下同じ。）及び農業普及指導センター等行政機関の役割

ア 市町村、県民局、農業普及指導センター及びその他行政機関は、2資金の借入を希望する農業を営む者（以下「借入希望者」という。）から融資相談を受けたときは、2資金の制度の趣旨及び内容を十分に理解させるとともに農協等資金にあっては融資を受けようとする農協等融資機関（以下「農協等」という。）、公庫資金にあっては政策公庫に、融資相談を行うよう助言するものとする。

イ 借入相談を受けた者は、速やかに農業負債整理関係資金に関する融資相談連絡票（別表2。以下「連絡票」という。）を作成し、借入希望者が融資を受けようとする融資機関に送付するものとする。

- (2) 農協等及び政策公庫の役割

ア 農協等及び政策公庫は、融資が円滑に行われるよう、必要に応じて、相互に情報を共有して審査を行うなど連携して手続を進めるものとする。

イ 農協等及び政策公庫は借入希望者から借入相談を受けたときは、2資金の制度の趣旨及び内容を十分に理解させるとともに、借入希望者の希望に添う資金及び当該資金を貸し付ける融資機関（以下「取扱融資機関」という。）を選定する。

ウ 取扱融資機関は、基本要綱第3の1に定める経営改善計画書（様式第2号）の作成等融資手続に関する指導・助言を行うものとする。

エ （1）のイにより連絡票の送付を受けた融資機関又はイにより借入相談を受けた融資機関は、速やかに連絡票を作成し、関係県民局及び関係市町村等関係機関に送付するものとする。

オ エにより送付する関係県民局及び関係市町村とは、借入希望者が主として農業経営を行う営農地の所在地又は借入希望者の住所地を管轄する県民局及び市町村（これにより難い場合にあっては、関係者が協議を行い決定した県民局及び市町村。以下同じ。）とする。

#### 2 経営改善計画書の作成指導等

- (1) 取扱融資機関は、融資審査等の手続きの円滑化等を図るため、経営改善計画

書を作成する借入希望者に対し積極的に指導・助言を行うものとする。

- (2) 取扱融資機関は、経営改善計画書の作成に関し指導・助言を行う場合は、県民局、農業普及指導センター、市町村、市町村地域担い手育成総合支援協議会、農林中央金庫岡山支店（以下「農林中金」という。）及びその他必要と認められる者に対し協力を求めるものとする。
- (3) (2)において、借入希望者が岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を希望する場合にあっては、取扱融資機関は基金協会に対しても協力を求めるものとする。
- (4) 取扱融資機関から協力を求められた各機関は、借入希望者の借入資格要件、経営能力、経営改善の可能性及び融資返済の可能性等について検討を行うものとし、この場合において、各機関は、概ね次の事項について検討するものとする。

ア 県民局

- (ア) 資金の借入資格要件
- (イ) 関係法令に基づく土地利用の計画及び規制
- (ウ) 農畜産物の生産調整
- (エ) 環境保全その他の県行政施策との整合性
- (オ) 飼養衛生管理基準の導入状況

イ 農業普及指導センター

- (ア) 借入希望者の経営意欲、技術及び能力
- (イ) 土地、機械及び設備等の資本装備
- (ウ) 経営改善の見通し

ウ 市町村

- (ア) 資金の借入資格要件
- (イ) 地域農業振興計画等との整合性
- (ウ) 関係法令に基づく土地利用の計画及び規制
- (エ) 環境保全その他の市町村施策との整合性
- (オ) 借入希望者の経営意欲

エ 市町村地域担い手育成総合支援協議会

- (ア) 経営改善の見通し
- (イ) 借入希望者の経営意欲
- (ウ) 岡山県担い手育成総合支援協議会との調整

オ 農林中金

- (ア) 融資機関への指導、助言
- (イ) 経営改善の見通し

カ 基金協会

- (ア) 経営改善の見通し
- (イ) 債務保証の諾否

3 経営改善計画に関する意見等

- (1) 取扱融資機関は、借入希望者から農業負債整理関係資金借入申込書(様式第

1号)とともに提出された経営改善計画について、経営改善計画総括表（様式第3号）を作成して、経営改善計画書の写しを添えて、借入希望者が主として農業経営を行う営農地の所在地又は借入希望者の住所地を管轄する県民局に設置している地方運営会議（これにより難い場合にあっては、関係者が協議を行い決定した県民局に設置している地方運営会議。以下同じ。）に意見を求めるものとする。

ただし、次に掲げるアからクまでの資金（エの資金を除く。）を経営体育成強化資金により償還負担の軽減を図る場合又はアからクまでの資金（貸付利率5.0%以下のもの（エの資金を除く。）を除く）を農業経営負担軽減支援資金により償還負担の軽減を図る場合には、融資機関は、新たに作成された経営改善資金計画又は計画変更された経営改善計画について、地方運営会議の全ての者の合意を得るものとする。

- ア 廃止前の農家負担経営支援特別資金融通措置要綱（平成7年4月1日付け7農経A第229号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金
- イ 廃止前の農業経営負担経営支援資金融通措置要綱（平成13年5月1日付け13経営第204号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金
- ウ 平成22年12月31日までに財団法人農林水産長期金融協会が都道府県に対して利子助成等補助金の交付決定をした農業経営負担軽減支援資金
- エ 農業経営負担軽減支援資金（ウの資金を除く。）
- オ 廃止前の農業経営の再建整備を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱（昭和54年4月4日付け54構改B第461号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金
- カ 廃止前の既往借入金等に係る負債の円滑な支払を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱（平成元年2月1日付け元構改B第83号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金
- キ 廃止前の農業経営維持安定資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第302号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)又は(3)の資金
- ク 経営体育成強化資金

なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）の審査にあたっては、地方運営会議の委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

また、借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から交付された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類を経営改善計画書に併せて地方運営会議に提出し、

意見を求めるものとする。

- (2) 意見を求められた地方運営会議は、借入希望者の現状の経営状況を分析し、負債を抱えるに至った原因やこれを踏まえた改善すべき点を基本として、別表1の審査項目等を参考に経営改善計画書の審査を行い、取扱融資機関が記入した事項について経営改善計画総括表により回答を行うものとする。
- (3) 地方運営会議において、構成員の意見が一致しない場合にあっては、経営改善計画総括表に各構成員の意見を取りまとめた意見書を添えて回答を行うものとする。

#### 4 基金協会への手続き

- (1) 取扱融資機関は、基金協会による債務保証を必要とする場合には、債務保証委託申込書に意見を付し、借入申込書及び経営改善計画書の写し等関係書類を添えて基金協会に送付するものとする。
- (2) 基金協会は、取扱融資機関から送付された書類に基づき、内容を審査の上、保証の諾否を決定し、債務保証書を取扱融資機関に送付するとともに、その旨を当該融資機関を経由して借入希望者に通知するものとする。
- (3) なお、基金協会による保証は、農業協同組合又は農林中央金庫を通じた転貸資金以外の公庫資金には付することができない。

#### 5 貸付諾否の報告等

- (1) 取扱融資機関は、借入希望者に応需又は謝絶若しくは猶予の決定を通知した場合には、速やかにその理由を記載した経営改善計画総括表の写しを県民局長に報告するものとする。
- (2) 県民局長は、取扱融資機関から送付された経営改善計画総括表の写しを農業普及指導センター、市町村及び基金協会に送付するとともに、知事に対してその旨を報告するものとする。

#### 6 融資実行後の措置等

- (1) 取扱融資機関は、借入者ごとに担当者を定め、借入者の経営改善が着実に行われるよう適切な指導等を行うものとする。
- (2) 借入者は、経営改善期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、取扱融資機関に対し経営状況報告書（様式第4号）を提出するものとする。  
ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウィルス感染症により経営に影響が発生した借入者にあっては、決算書類を取扱融資機関に提出することをもって、経営状況報告書の提出があつたものとみなすことができるものとする。
- (3) 取扱融資機関は、借入者からの経営状況報告を受け、経営改善の目標達成に向けての問題点等を検討するため、経営指導検討会議設置要領例（様式第5号）に基づき経営指導検討会議を設置し、年1回以上開催するものとする。
- (4) 経営指導検討会議は、経営改善計画が早期に達成されるよう借入者に対し適宜適切な指導を積極的に行うものとする。

#### 7 取扱融資機関から猶予された借入希望者への指導等

- (1) 取扱融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成の

可能性・融資返済の可能性に疑問があり、1年後に再度判断するとした借入希望者に対して、農業普及指導センター、市町村及び市町村地域担い手育成総合支援協議会等関係機関の協力を得ながら経営指導等を行うものとする。

- (2) 農業普及指導センター、市町村及び市町村地域担い手育成総合支援協議会等関係機関は、取扱融資機関と連携を図りながら適宜適切な経営指導等を積極的に行うものとする。

## 8 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1年間、農業普及指導センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

## 第4 利子補給承認手続き

- 1 農協等は、農協等資金の融資を実行しようとする場合には、別に定めるところにより速やかに県民局長に対し利子補給承認の手続を進めるものとする。
- 2 県民局長は、別に定めるところにより内容を審査の上、利子補給の諾否を決定するものとする。

## 第5 その他

- 1 組合指導課、政策公庫及び農林中金等は、必要に応じて連絡会議を開催し2資金の円滑な運用に努めるものとする。
- 2 2資金に係る貸付けの諾否決定については、融資機関が責任をもって判断するものとする。
- 3 融資機関は、基本要綱の第3の2の(3)及び3の(3)に定める1年後に再度判断を行うとする決定に当たっては、経営能力・技術力の向上により真に経営改善計画の達成が見込まれる場合に限るものとする。
- 4 融資機関、県、市町村その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報

の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金にかかる経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

5 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、第3の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1号の裏面）の確認欄に記名を求ることとする。

**附 則**（平成13年8月27日付け組第297号）

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

**附 則**（平成14年8月1日付け組第222号）

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

**附 則**（平成16年4月1日付け組第176号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日付け組第548号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年5月27日付け組第88号）

この要綱は、平成17年5月27日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。

**附 則**（平成18年3月31日付け組第523号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年6月8日付け組第88号）

この要綱は、平成18年6月8日から施行し、改正後の規定は、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**（平成19年6月21日付け組第124号）

この要綱は、平成19年6月21日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

**附 則**（平成20年10月15日付け組第234号）

1 この要綱は、平成20年10月15日から施行し、改正後の規定は、同年10月1日から適用する。

2 ただし、農業負債整理関係資金に関する融資相談連絡票の取扱いについては、施行日から適用する。

**附 則**（平成20年12月18日付け組第311号）

1 この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

2 ただし、改正前の経営改善計画書は、平成21年1月30日まで使用できるものとする。

**附 則**（平成24年3月15日付け組第433号）

この要綱は、平成24年3月15日から施行し、平成23年11月21日から適用する。

**附 則**（平成24年3月30日付け組第46号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年4月1日付け組第28号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年4月1日付け組第31号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年4月30日付け組第43号）

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

**附 則**（令和2年10月6日付け組第181号）

この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

**附 則**（令和3年2月12日付け組第266号）

この要綱は、令和3年2月13日から施行する。

**附 則**（令和4年4月1日付け組第57号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3の3(1)に掲げる規定の改正の部分については、令和4年6月1日から施行する。